

第15章 環境規制

1. タイの環境問題

タイは、伝統的に稻作を中心とする国であるため、農業用水の汚染につながる水質汚濁には敏感である。しかし、例えばチャオプラヤ川の水質悪化にみられるように、近年は、バンコク首都圏地域を中心に、生活排水による河川等の水質悪化が深刻化し、その影響が懸念されている。生活排水対策として、下水道の整備や生活排水処理施設の建設が急務であるが、むしろ建設計画が立ち遅れていることが、結果として工場排水規制の強化につながっている様相さえみられる。

実際、タイにおいては、過剰な森林伐採と不適切な管理による水源地域の森林面積の減少に加え、経済発展に伴い工業用のみならず、商業用、農業用の水需要が増加し、地下水が大量に汲み上げられ、地域によっては地盤沈下が拡大しつつある。このため、工場の新規立地に際しては、地下水への有害物質の排出に対する規制が強化されていることや、立地予定地域の地盤沈下の有無・程度に留意が必要である。

また、急激なモータリゼーションの進展に伴い、バンコク首都圏地域を中心に、自動車排気ガスによる大気汚染が深刻化している。同時に、産業活動に伴う大気汚染も進んでいる。褐炭・石炭燃料から天然ガス・石油への燃料転換が遅れる一方、工場の大気汚染防止装置の設置が進まず、産業集積地域を中心に、排気基準を上回って汚染物質の排出が増えている。この最たる例はマップタップト公害訴訟である。

さらに、都市部を中心に、生活系廃棄物を含めた廃棄物が増加している。特にタイに進出した日系企業にとって、産業廃棄物、とりわけ有害廃棄物の処理が課題となっている。タイ国内では有害廃棄物を適切に処理できる施設に限りがある上、施設整備とその処理能力が有害廃棄物の発生量の増加に追いついていない。このため、ほとんどの有害廃棄物は、工場の敷地内に保管するしかなく、一部では一般廃棄物に混ぜられて不法投棄され、土壤汚染や深刻な健康被害を引き起こしているのではないかとの懸念を生んでいる。これを受け、タイ工業省は廃棄物処理の管理義務を明文化した告示を発表し、2023年11月に発効した。生活系廃棄物は水路や河川等を通じて海洋に流出しており、その内プラスチックごみは海洋流出ごみの約3割を占めるとされている。タイの海洋へのプラスチックごみ流出量は世界第6位に位置付けられており、近年大きな問題となっている。

ひとくちメモ 4： 深刻な大気汚染

タイでは、2018年2月に天然資源・環境省が呼吸器や心臓に疾患を抱える市民が外出する場合はマスクを着用するよう呼び掛けたこともあり、PM2.5による大気汚染への人々の関心が高まった。タイでは乾季(11月～2月)になると農村部で焼畑農業が行われ、近隣国からの越境煙霧汚染、気象条件や地理的な条件等のさまざまな理由が重なり、深刻な大気汚染が観測される。また、バンコクをはじめとする都市部では、ガソリン車とディーゼル車等から排出される排気ガスも大気汚染の大きな要因となっている。

国家経済社会開発委員会の発表によると、2023年には1,000万人以上のタイ国民が大気汚染に関連する疾患で医療機関を訪れた。現地調査を行った2025年3月には、タイ北部と東北部の28県で安全基準(1 m^3 あたり37.5マイクログラム)を超える濃度のPM2.5が観測された。タイで生活する上では不測の健康被害を予防するためにも、大気汚染に留意する必要があるだろう。PM2.5 数値を可視化できる「AirVisual」等の無料アプリを活用することも推奨される。

2. 環境保護の体制

環境政策の策定、環境基準の設定及び環境保護のための基本的施策の決定は、国家環境委員会が行う。この委員会は、首相を委員長、副首相及び天然資源・環境大臣を副委員長、関係省庁の大臣等を委員として構成されている。これらの実施は天然資源・環境省¹²が中心となるが、工業省も工場排出公害の規制(工場法に基づく規制)を所管するほか、20近くの政府機関や地方自治体¹³も関係していることから、タイに進出している日系企業もその対応には苦労しているようである。

また、タイ政府は石油基金からの資金や政府予算等の拠出による環境基金を設け、地方自治体、公営企業、民間企業等へ補助金を支給して、環境保全に関する費用に充てている。タイ政府は、5年ごとに経済・社会発展のための国家計画を策定しており、2012年から2016年までを対象とする第11次国家経済社会開発計画では、環境保護が国家的優先事項として規定されている。2017年から2022年までを対象とした第12次国家経済社会開発計画では、天然資源の効率的管理と汚染の減少や制御に焦点が当てられており、産業廃棄物、大気汚染及び水質汚染が主要な環境問題とみなされている。2023年から2027年までの5年間を対象とする第13次国家経済社会開発計画では、イノベーション・知識主導型経済への転換、社会的に平等な社会の実現、環境に配慮した持続的生活様式への転換、高度技術を持つ労働力・政府への変容という4つの戦略の柱が掲げられている。

3. 環境保護の法体系

世界的な環境保護運動の高まりとともに、タイでも環境保全意識が高まり、1992年に、それまでの旧環境保護法を抜本的に改正して、国家環境保全推進法(以下「環境保護法」という)が制定された。また、1997年憲法においても、環境保全、公害規制をうたうとともに、環境アセスメントの義務も規定している。更に、2007年憲法において、国民は環境保全への参加権を従前の「法

¹² 2002年の政府機関再編時に、それまでの科学・技術・環境省に代わって、天然資源と環境の保全を担当する政府機関として設立された。

¹³ 地方自治体の環境行政は、環境規制に関する企業からの報告や届出等の受理等の業務が大部分で、バンコクを除けば、環境規制当局としての機能をほとんど果たしていない。

律に定めるところ」によらず憲法を直接の根拠として認められることとなった。この2007年憲法の「共同体の環境の質、天然資源と健康に重大な影響を及ぼす可能性のある計画・事業における事前調査の実施と公聴会の実施義務規定」が後述のマプタップト公害訴訟の原告住民側の法律的根拠となっている。また、環境保護法は、国民に関する環境問題について知る権利、公害について補償を求める権利を与える一方、環境委員会に大きな権限を持たせ、環境に重大な影響を及ぼす可能性のある事業には環境アセスメントを義務づけるとともに、環境団体の設立、活動を認めている。2023年11月には、廃棄物処理に関する告示が刷新され、廃棄物排出事業者が管理義務を負うこととなった。廃棄物のラベル表示や検査官向けレイアウトの作成など、管理プロセス自体の規定も示された。

企業活動に具体的に関係する法令は、多数の行政機関が関連していることから、各種法律とそれに基づく政令、省令、告示等を合わせると100近くに上り、頻繁に改正されている。そのうち産業公害規制に絡む主要な法律には次の図表15-1のようなものがある。

図表 15-1 タイの主な環境法一覧

法律名	制定内容
1 国家環境保全推進法	環境分野の基本法
2 土地法	土地開発時における規制
3 タイ工業団地公社法	同公社所管団地内工場の排水、大気、騒音、廃棄物等の規制
4 エネルギー保全推進法	エネルギー省所管のエネルギーの保全に関する規制
5 地下水法	地方自治体所管の地下水取水の規制
6 森林法、森林保護自然法、植林法	森林保護区等における伐採、植林等規制
7 水域航行法	運輸省所管の河川や海洋の廃棄物等の投棄の規制
8 公衆衛生法	地方自治体所管のゴミや排水等の生活廃棄物の規制
9 鉱業法	鉱業開発・運営等における規制
10 工場法	工業省所管の排水、大気、騒音、廃棄物等の規制
11 国民健康法	健康に悪影響を及ぼす行為の規制
12 有害物質法	有害物質の生産、輸出入と特定の有害物質の所持を規制
13 労働安全衛生環境法	労働安全・衛生・環境に対する危険を目的に、使用者及び被雇用者への義務を規定
14 省エネルギー促進法	工場や建物、機器装置の省エネ等を規制する省エネ分野に関する法律
15 工業製品規格法	タイで製造、またはタイに輸入される製品の品質を保証するための基準を規定

(出所) JETRO 資料より作成

4. 環境基準

環境保護法では、国家環境委員会が①河川、湖沼、貯水池等の水質基準、②工場の排水基準、③河口を含む海水の水質基準、④地下水の水質基準、⑤大気中の空気の汚染基準、⑥工場の排気基準、⑦騒音、振動の基準等の環境基準を定めることとなっている。現在までに公布されている環境基準は、国家環境委員会の告示のほか、工場法を所管する工業省の省令・告示、保健省や旧科学・技術・環境省の省令・告示等、縦割り行政を反映しており、必ずしも国家環境委員会の基準に統一されているわけではないものの、事実上整合性が取れている。

タイでは、先にみたように、農業用水の汚染につながる水質汚濁には敏感で、排水規制が重視されており、生物化学的酸素要求量(Biochemical Oxygen Demand:BOD)、化学的酸素要求量(Chemical Oxygen Demand : COD)、重金属類に関する排水基準等、わが国よりも規制基準が厳しい場合もある。日系企業の中にはこれらに対応するため、多額の投資により高度な排水処理を実施している事例もみられる。

なお、タイの工業団地は、タイ工業団地公社法に基づいて、全国統一基準の環境基準よりも緩い工業団地ごとの独自の環境基準が定められていることが多い、工業団地に立地するメリットとなっている。ただし、工業団地では、工業排水を団地管理事務所が運営・管理する中央排水処理施設において生物処理により最終処理をしてから、公共水域へ放流することが前提となっており、生物処理で処理しきれない重金属類の排水基準は、国の全国統一の排水基準値と同程度に設定されている。

5. 環境アセスメント

環境保護法により事前に環境アセスメント調査を義務づけられている事業は、図表 15-2 に掲げられた 35 事業である。

図表 15-2 環境アセスメントが必要な事業

1	鉱業関連法に基づく採掘業
2	石油関連法に基づく石油開発
3	石油及び燃料のパイプラインによる輸送システム（一定の例外あり）
4	タイ工業団地公社関連法に基づく工業団地もしくはその他同様の事業または産業開発に係る土地配分事業
5	生産に化学処理を使用する石油化学産業
6	石油精製産業
7	天然ガス分離産業または天然ガス改質産業
8	一定の塩素アルカリ産業及び塩素(Cl2) または塩化水素(HCl) を使用する産業
9	セメント産業
10	紙パルプ産業
11	生産に化学処理を使用する有効成分または殺虫剤の製造業
12	生産に化学処理を使用する化学肥料産業
13	一定の砂糖産業
14	鉄鋼業

15	金属鉱物の製錬、選鉱または金属融解（14の鉄鋼業を除く）
16	一定の蒸留酒またはアルコール（ビール及びワインを含む）の製造業
17	一定の廃棄物処理工場（工場関連法に基づく産業廃棄物を取り扱うものに限る）
18	廃棄物発電工場（一定の例外を除く）以外の全ての種類の火力発電所
19	タイ高速道路公社関連法に基づく高速道路システムまたはその他同様の事業
20	道路関連法で定める高速道路または道路（一定の条件あり）
21	大量鉄道輸送システム
22	港湾
23	レクリエーション港
24	海の埋め立て
25	海の周辺または海中の構造物に係る一定の建設または拡張
26	一定の航空輸送システム
27	一定の地域または利用目的における建築基準関連法に基づく高層建築または超大型建築
28	土地開発関連法に基づく住居用または商業用の土地配分
29	療養所関連法に基づく病院または療養所
30	ホテル関連法に基づくホテルまたはリゾート
31	建築基準関連法に基づく住居用建物
32	灌漑
33	閣議で指定された「第1 レベル水域」における全ての事業（注）
34	一定の海盆間の転換
35	主要河川の水門

（注）1994年国家環境委員会告示第8号により、表層水源は利水目的別に5等級に分かれている。「第1 レベル」は、天然の新鮮な表層水源（通常の滅菌処理以外の水処理を必要としない非消費水源または消費水源等に利用されるもの）を、「第2 レベル」は、一定の排水を含む表層水源（通常の水処理を必要とする非消費水源または消費水源、漁業、レクリエーション等に利用されるもの）をそれぞれ指す。

6. 環境が問題となった事例

過去にタイで問題となった環境事例として、マプタップット周辺工業団地における公害訴訟が挙げられる。マプタップット周辺工業団地とは、ラヨーン県マプタップット地区に建設された石油化学、鉄鋼業を中心とする工業団地である。

2009年12月2日、タイ最高行政裁判所は、環境問題を理由に中部ラヨーン県のマプタップット地

区における 65 プロジェクトの一時差止めの命令を下した¹⁴。同地域は、シャム湾の豊富な天然ガスを利用した石油化学産業が集積する地域であり、旭化成ケミカルズ、宇部興産、三井化学をはじめとする日系企業のほか、タイ、欧米企業により新規プラント建設等の投資活動が積極的に行われていたという。十数年前から大気・水質汚染による環境・健康侵害がはじまり、1990 年代には異臭騒ぎにより学校が休校になる等の問題が発生していた。

最高行政裁判所の判決の契機は、2007 年 10 月にマプタップット地域住民と環境 NGO が 8 つの行政機関¹⁵を相手取って起こした訴訟である。

タイ王国憲法（2007 年改訂）第 67 条第 2 項には、コミュニティにおける環境の質、健康面に重大な影響を与える事業を実施する際には、①健康影響評価（Health Impact Assessment : HIA）と環境影響評価（Environmental Impact Assessment : EIA）の実施、②地域住民への公聴会の実施、③独立機関による審査が必要とされているが、この条項が十分に実施されていないことを不服としてラヨーン行政裁判所に提訴したものである。

上記の判決後、関係政府機関は、環境や住民の健康に影響を与える事業を審査する独立委員会や、未整備であった HIA、公聴会実行のための環境関連法（2010 年 8 月 31 日承認）の整備の策定を行い、投資規制対象となる 11 事業を発表した（図表 15-3 参照）。これを受け、中央裁判所は同年 9 月、先に停止命令を受けた事業のうち、環境に重大な影響を及ぼす 11 事業に該当しない事業の再開を認めた。日系企業については 8 社全てが事業を再開できた。

憲法第 67 条に基づく EIA 義務づけは、マプタップットのみならず全国に適用されるものであるが、2011 年 1 月に実施したラヨーンを含めた進出日系企業（約 30 社）へのインタビューでは、本件に関する行政指導を受けている企業はなく、マプタップット周辺地域であっても規制業種に該当しない企業については、政府の対応に大きな変化はないことが分かった。しかし、環境問題に関する地域住民の関心が高まっていることは事実であり、今後の規制強化を念頭に、タイの環境基準を遵守することにとどまらず、自ら率先した環境配慮の取組を実施している企業が多くいた。直接の影響はないながらも、憲法に基づく法整備が遅れたことによる事業差止め命令で戸惑う企業も多かったと思われる。

¹⁴その後 2007 年以前に承認を得た事業の差止めが解除され、2010 年 3 月時点で 50 件弱に絞られた。

¹⁵8 行政機関：国家環境委員会、天然資源環境政策企画事務局長、天然資源環境相、工業相、エネルギー相、運輸相、保健衛生相、工業団地公社（IEAT）

図表 15-3 EIAの作成を義務づける事業

事業・施設の種類	規模要件
1 海・湖の埋め立て	面積300ライ以上
2 鉱業法に基づく鉱物資源の採掘業	すべての規模
3 タイ工業公社法に基づく工業団地またはこれに類似する事業	すべての規模
4 石油化学工業	35%以上の設備増強に係る川上事業、日量100トン以上の川中事業等
5 鉱物製錬または金属溶解	投入量5,000トン/日以上（場合により1,000トン/日以上）
6 原子炉から抽出した原子力エネルギーの製造、保有または使用	2MW以上
7 廃棄物の改正工場または埋立・焼却所（セメント焼成炉での燃料使用を除く）	すべての規模
8 滑走路を持つ空港	3,000m以上
9 港湾・船着場	埠頭の全長が300m以上または面積1万m ² 以上
10 貯水ダム・池	容量1億m ³ 以上または面積15km ² 以上
11 火力発電所	石炭：100MW以上、バイオマス：150MW以上、コジェネ天然ガス：3,000MW以上、すべての規模の原子力発電所
12 コークス炭産業（注）	すべての規模

(注) 2015年に追加された。

(出所) JETRO、SIAM TINPLATE CO.LTD 資料より作成